

見返り資金の使用状況等（意見表示）

外務本省、独立行政法人国際協力機構
11億5929万円、47億2883万円(指摘金額)

見返り 資金制度 の概要

- ✓ 外務省及び独立行政法人国際協力機構は、食糧不足等に直面している開発途上地域の政府等に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与する無償資金協力（注1）を実施（注1）無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援。平成17年度以前は食糧増産援助）、ノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）
- ✓ 相手国政府は、贈与資金により調達した物品を国内市場で売却するなどして回収した資金（**見返り資金**）を経済社会開発に資する事業に使用することが可能。見返り資金は、使用により更なる開発効果が期待等されるもの
- ✓ 相手国政府は、交換公文や贈与契約等に基づき、所定の期限までに、銀行口座に見返り資金として積立義務額以上の金額を積み立てる義務を負う。また、在外公館等（注2）に対して、資金の使用に係る協議（**使途協議**）を行うこととされ、在外公館等は、相手国政府の申請内容を確認等した上で、使用を承認（注2）外務省実施分は在外公館、機構実施分は在外事務所等

検査の 結果

- ✓ 外務省が平成4～29年度に交換公文を締結した15か国115事業（贈与額506億3100万円）のうち、令和6年度末時点で相手国政府の銀行口座にある見返り資金の残高は**7か国31事業**における**11億5929万円**。これらは積立期限後5年以上が経過していて**長期間使用されておらず**、見返り資金による**更なる開発効果が速やかに発現していない**
- ✓ 機構が平成20～26年度に贈与契約を締結した42か国89事業（贈与額419億7500万円）のうち、**26か国48事業**における見返り資金**47億2883万円**（積立期限後6年以上経過）についても、上記と同様の状況
- ✓ 4在外公館では、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、残高や使用状況等について未確認。また、外務本省では、見返り資金の残高等を**把握する体制が未整備**で、在外公館に適時適切に確認するよう指示しておらず
- ✓ 相手国政府に対して見返り資金の**早期使用を促す**などの働きかけを行っている**在外公館等は確認できず**

表示する 意見

- ✓ 外務省及び機構において、ガイドラインを改訂するなどして、相手国政府の見返り資金の口座残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期間使用されず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して**早期の使用に向けた働きかけ**を行うよう、**明確に定めて**在外公館等に**周知徹底**すること
- ✓ 外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高等の確認状況を**適時適切に把握する体制を整備**すること
- ✓ 外務本省及び機構本部において、見返り資金の**早期の使用に向けた働きかけ**を在外公館等に対して**指示**することとすること

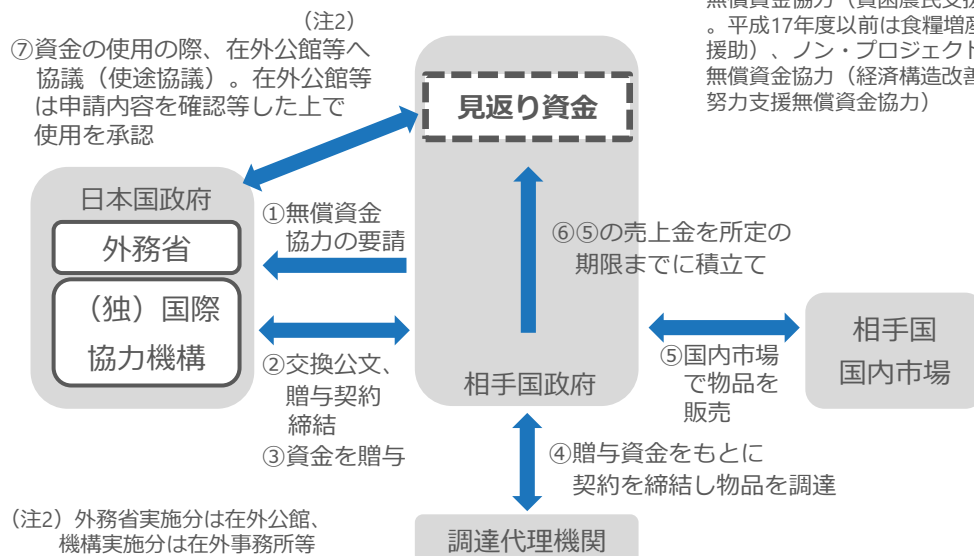
見返り資金の使用状況等（意見表示）

外務本省、独立行政法人国際協力機構
11億5929万円、47億2883万円(指摘金額)

見返り資金制度の概要

- 外務省及び機構は、食糧不足等に直面している開発途上地域の政府等に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与する無償資金協力（注1）を実施
- 相手国政府は、贈与資金により調達した物品を国内市場で売却するなどして回収した資金（**見返り資金**）を経済社会開発に資する事業に使用することが可能。見返り資金は、使用により更なる開発効果が期待等されるもの

（注1）無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援）。平成17年度以前は食糧増産援助）、ノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）



検査の結果

- 外務省が平成4～29年度に交換公文を締結した事業及び機構が20～26年度に贈与契約を締結した事業をみたところ…

見返り資金が長期にわたり使用されておらず、
更なる開発効果が速やかに発現していない（下表参照）

実施主体	検査対象	見返り資金の残高 (令和6年度末時点)
外務省	15か国115事業 506億3100万円 (贈与額)	7か国31事業 11億5929万円 (積立期限後5年以上経過)
機構	42か国89事業 419億7500万円 (贈与額)	26か国48事業 47億2883万円 (積立期限後6年以上経過)

中には20年以上経過しているものあり

残高の7割は10年以上経過

- ・4在外公館では、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、残高や使用状況等について未確認。外務本省では、見返り資金の残高等を**把握する体制が未整備**で、在外公館に適時適切に確認するよう指示しておらず
- ・相手国政府に対して見返り資金の**早期使用を促すなどの働きかけを行っている在外公館等は確認できず**

表示する意見

- ・外務省及び機構において、ガイドラインを改訂するなどして、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期間使用されず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して**早期の使用に向けた働きかけ**を行うよう、**明確に定めて在外公館等に周知徹底**すること
- ・外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高等の確認状況を**適時適切に把握する体制を整備**すること
- ・外務本省及び機構本部において、見返り資金の**早期の使用に向けた働きかけ**を在外公館等に対して**指示**することとすること